## 補助金等取扱基準

THE TEN OF THE PERSON OF THE P	
補助金等の名称	諏訪観光協会駅前案内所運営費補助金
補助事業等の 目 標	諏訪市における観光事業の重要な役割を担う諏訪観光協会駅前案内所の 運営に要する経費の一部を補助することにより、観光事業の推進を図る。
補助事業等の 対 象 者	諏訪観光協会
補助対象経費	諏訪観光協会駅前案内所の運営に要する直接的経費
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	予算の範囲内で、補助対象経費の一部として市長が認める額
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 諏訪市の観光事業において欠かすことができない諏訪観光協会駅前案内 所を運営するために必要な補助であるため
補助事業等の評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	昭和47年4月1日
補助事業等の  終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 観光事業の推進のため、3年を超えて継続することが必要である。
情 報 の 公表の方法等	補助事業者、交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 経済部 観光課 観光係

平成24年 9月27日 一部改正

平成30年 3月16日 一部改正 (平成30年 4月 1日 施行)